

会員規約

この会員規約(以下「本規約」とします)は、一般社団法人日本 LPS 免疫協会(以下「当協会」とします)と、当協会の会員(以下「会員」とします)との関係に適用します。

第 1 条(目的)

当協会は、会員との間に本規約を定め、これにより運営を行います。

第 2 条(会員の定義)

会員とは、当協会の目的に賛同し、当協会に入会を認められた個人及び法人をいいます。

なお、法律上の社員とは異なります。

第 3 条(入会申込)

1. 入会の申込をする方は、次条に定める入会金及び年会費を払込み、入会申込書に必要な事項を記入し、当協会に提出することとします。
2. 前項の入会申込書を当協会に提出した時点で、本規約を承認したものとみなします。

第 4 条(会費)

会費は、次のように定めます。

(1) 入会金

個人 10,000 円

法人 30,000 円

(2) 年会費

個人 10,000 円

法人 50,000 円

納入いただいた会費は、当協会の事業運営のために使用させていただきます。

第 5 条(会費の納入)

1. 入会金及び初年度の年会費は、当協会が会員に対し当協会が指定する期日までに納入するものとします。
2. 当協会は、事業年度末までに次年度の年会費を請求します。
3. 会員は、原則として毎年 4 月末までに当該事業年度(毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日)の年会費を納入するものとします。
初年度の年会費は、入会月から翌 3 月までの月割計算とし、これを納入するものとします。
4. 会員が年会費を納入せず、督促後なお年会費を 3 ヶ月以上納入しないときは、退会したものとみなします。

第 6 条(入会の成立)

入会は、当協会が入会申込書及び入会金、年会費の入金を確認し、入会申込者に対し、通知したときに成立します。

第 7 条(入会申込の拒絶)

当協会は、入会申込者が次の各号に該当する場合は、入会を認めない場合があります。

- (1)入会申込書に虚偽の事項を記載した場合。
- (2)入会申込者がかつて除名された者であった場合。

- (3) 入会金及び年会費が未納な場合。
- (4) その他、当協会が不相当と判断した場合。

第 8 条(会員特典)

会員は、以下の特典を受けることができます。

- (1) 当協会が主催するセミナー、講演会への優待又は無償参加
- (2) イベントや周辺情報などの情報提供
- (3) 当協会の名称・ロゴマークの使用
(但し、特定商品の宣伝にはご使用いただけません。)

第9条(個人会員の資格継承)

個人の資格で入会した会員が退会又は死亡した場合は、当該会員の資格は失われます。
第三者への資格継承はできません。

第 10 条(法人会員の資格継承)

法人の資格で入会した会員が、合併等により会員の資格が継承された場合、当該資格を継承した法人会員は、速やかに書面によりその旨を当協会に通知する必要があります。

第 7 条(入会申込の拒絶)の規定は、この場合についても準用します。

第 11 条(会員情報の変更)

- 1. 会員は、入会申込書の内容について変更があった場合は、速やかに書面によりその旨を当協会に通知する必要があります。
- 2. 前項に規定する変更通知の不在によって、当協会からの会員への通知、連絡等が遅延又は不達になった場合においては、当協会はその責を負わないものとします。

第 12 条(会員資格の喪失)

会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失します。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
 - (2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である法人が消滅したとき。
 - (3) 除名されたとき。
 - (4) 当協会の名称・ロゴマークを無断で特定の商品の宣伝に利用したとき。
2. 前項の規定により、会員資格を喪失した場合、すでに支払い済みの入会金及び年会費の返還は行わないものとします。

第 13 条(除名)

当協会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該会員を除名することがあります。

- (1) 当協会の定款等に違反したとき。
- (2) 当協会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) 他の会員の名誉、信用、プライバシー権、パブリシティ権、著作権、その他の権利を侵害したとき。
- (4) 反社会的勢力との関与が認められ、当協会が会員として不相当と判断したとき。

第 14 条(会員資格の解除)

会員は、当協会に対し書面で通知することにより、会員資格を解除することができます。解除の効力は、当該通知に指定された日時に生じるものとします。

会員資格が解除された場合、すでに支払い済みの入会金及び年会費の返還は行わないものとします。

第 15 条(会員資格の継続)

会員の資格有効期間が満了する場合には、当協会は、所定の方法により会員資格継続の為の案内を会員に通知します。

会員資格は、当協会の定める方法による年会費の払い込みが、当協会に確認されることをもって継続されるものとします。

第 16 条(個人情報の取り扱い)

会員情報に含まれる個人情報は、当協会が別に定めるプライバシーポリシーに従い、適正に取り扱います。

当協会は、次の目的で個人情報を利用します。

- (1)当協会が主催するセミナー、講演会のお知らせ
- (2)イベントや周辺情報などの情報提供のためのお知らせ
- (3)当協会が発行する刊行物の送付
- (4)入会・更新諸手続き等の会員管理のため

第 17 条(損害賠償)

1. 会員が、本規約及び本規約に基づく諸規則に反し、又はそれに類する行為によって当協会が損害を受けた場合、当該会員は当協会が受けた損害を賠償することとします。
2. 会員資格を喪失した後の場合も、前項の規定は継承されます。

第 18 条(合意管轄)

本規約に係る一切の紛争は、東京地方裁判所を第 1 審の合意管轄裁判所とします。

第 19 条(会員規約の変更等)

1. 当協会は、運営のために必要と判断される場合、本規約を変更することがあります。
2. 本規約に定めのない事項で、必要と判断される事項については、理事の協議を経て、定めるものとします。
当協会の理事の協議を経て、当協会が随時発表する諸規則等も本規約の一部を構成するものとします。

付則

2018 年 11 月 5 日 制定